

在留邦人・旅行者の皆様へ

平成26年2月3日
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

ロシア入国管理に関する注意喚起
(査証を貼り付けた失効旅券での入国拒否について)

先般、当地を訪れた邦人が、有効な日本国旅券と入国査証を貼付した失効処理済みの日本国旅券の2冊を提示して入国審査を受けたところ、失効した日本国旅券に査証が貼付されていることを理由として入国を拒否されました。

ロシア以外の多くの国では、査証を貼付している旅券が失効していても入国審査で有効な旅券と査証を貼付した失効旅券を提示すれば、有効な査証として取り扱われるのが一般的ですが、ロシアでは失効した旅券に査証を貼付している場合は、旅券の失効と同時に査証も失効しているものとして入国を拒否される可能性があります。

ついては、旅券の更新に際して、失効旅券に査証が貼付されている場合は、速やかにロシア国内であれば連邦移住庁、ロシア国外であればロシア大使館・総領事館で、新しい旅券へ査証を転載する手続きを行ってください。

また、これら手続きを速やかに行わなかった場合、ロシア当局から入国拒否や不法滞在として取り扱われる可能性もありますので、十分ご注意ください。